

令和7年4月1日から建築確認申請等の手数料が変わります。

1 建築物の確認・中間検査・完了検査申請等の手数料を次表のとおり改定します。

表1 建築確認申請等手数料（建築物）

（単位 円）

床面積の合計	建築確認・計画通知	中間検査 中間工程終了通知	完了検査・完了通知(※3)	
			中間検査なし	中間検査あり
30㎡以内(※1)	15,000	24,000	24,000(※4)	23,000(※4)
30㎡超～100㎡以内(※1)	28,000	28,000	30,000(※4)	29,000(※4)
100㎡超～200㎡以内(※1)	43,000	37,000	39,000(※4)	38,000(※4)
200㎡超～300㎡以内(※1)	48,000	42,000	44,000(※4)	42,000(※4)
300㎡超～500㎡以内(※1)	55,000	50,000	53,000(※4)	49,000(※4)
500㎡超～1,000㎡以内	66,000	52,000	58,000(※4)	55,000(※4)
1,000㎡超～2,000㎡以内	93,000	70,000	78,000(※4)	75,000(※4)
2,000㎡超～5,000㎡以内	160,000	100,000	120,000(※4)	110,000(※4)
5,000㎡超～10,000㎡以内	280,000	160,000	190,000(※4)	180,000(※4)
10,000㎡超～30,000㎡以内	370,000	210,000	240,000(※4)	230,000(※4)
30,000㎡超～50,000㎡以内	460,000	260,000	300,000(※4)	290,000(※4)
50,000㎡超～	900,000	530,000	610,000(※4)	600,000(※4)

※1 この範囲については、床面積の合計の区分及び手数料が変更になっていますのでご注意ください。

※2 この一覧表は、申請1件につき新築1棟の場合の手数料です。複数棟や増築等、計画変更確認申請の場合は手数料が異なります。

※3 完了検査・完了通知は、建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物（大臣認定、性能向上計画認定、低炭素建築物新築等計画認定を受けた建築物で省エネ適判みなしとする場合を含む）の場合、表2に記載した額を加算した額になります。（建築物省エネ法施行規則第2条に規定する省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物を除く。）

完了検査・完了通知に係る床面積の合計に
対する手数料【表1（※4）】

+

建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物に
関する完了検査申請等手数料【表2（※5）】

表2 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物に関する完了検査申請等手数料

（単位 円）

申請単位		床面積の合計（※6）	金 額（※5）
一戸建ての住宅		一律	14,000
一戸建ての住宅以外	住宅部分	300㎡未満	21,000
		300㎡以上～2,000㎡未満	35,000
		2,000㎡以上～5,000㎡未満	67,000
		5,000㎡以上～	100,000
		300㎡未満	19,000
	非住宅部分	300㎡以上～1,000㎡未満	26,000
		1,000㎡以上～2,000㎡未満	38,000
		2,000㎡以上～5,000㎡未満	95,000
		5,000㎡以上～10,000㎡未満	140,000
		10,000㎡以上～25,000㎡未満	180,000
		25,000㎡以上～	220,000

※6 床面積は、高い開放性を有する部分（内部に間仕切壁等を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上）及び共用部分（住宅部分の共用部分を評価対象に含めない場合）を除きます。

【裏面もご覧下さい】

2 建築設備及び工作物の確認・計画変更確認・中間検査・完了検査申請の手数料は次表のとおりです。

表3 建築確認申請等手数料（建築設備・工作物等）

（単位 円）

	建築確認・計画通知		中間検査 中間工程終了通知	完了検査・完了通知	
		変更申請		中間検査なし	中間検査あり
建築設備	17,000	10,000	19,000	21,000	20,000
小荷物専用昇降機	8,000	5,000	13,000	13,000	13,000
工作物	15,000	9,000	14,000	15,000	

3 道路位置指定、変更申請又は一部廃止、廃止申請について、手数料は次表のとおりです。

表4 道路の位置の指定等に係る手数料

（単位 円）

道路位置指定申請手数料の額	道路位置指定の変更又は一部廃止 申請手数料の額	道路位置指定の廃止 申請手数料の額
50,000	50,000	30,000

●建築確認申請手数料等に関するご相談・お問合せは、所管土木事務所へお願いします。

各土木事務所の連絡先

【横須賀土木事務所】〈逗子市、三浦市、葉山町〉

計画建築部まちづくり・建築指導課（電話：046-853-8800）

【平塚土木事務所】〈伊勢原市、大磯町、二宮町、寒川町〉

計画建築部建築指導課（電話：0463-22-2711）

【厚木土木事務所】〈愛川町、清川村〉

計画建築部まちづくり・建築指導課（電話：046-223-1711）

【厚木土木事務所 東部センター】〈海老名市、座間市、綾瀬市〉

まちづくり・建築指導課（電話：0467-79-2800）

【県西土木事務所】〈南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町〉

計画建築部まちづくり・建築指導課（電話：0465-83-5111）

●このお知らせに関するお問合せは、次へお願いします。

建築指導課建築指導グループ（電話：045-210-6244）